

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月3日

【会社名】 第一生命保険株式会社

【英訳名】 The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 光一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長
稲垣 精二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 経営企画部IR室長 西村 賢治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2014年7月3日(木)開催の当社取締役会において、当社普通株式について、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下、「海外募集」という。)を行うことが決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、海外募集の決議と同時に、当社普通株式の日本国内における一般募集(以下、「国内一般募集」という。)及びオーバーアロットメントによる売出し並びに野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことが決議されております。

2【報告内容】

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 発行数 | 以下の 及び の合計による当社普通株式98,900,000株 下記(9)に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式86,000,000株 下記(9)に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式12,900,000株 国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、2014年7月15日(火)から2014年7月17日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。 |
| (3) 発行価格 | 未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。) |
| (4) 発行価額 (会社法上の払込金額) | 未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。) |
| (5) 資本組入額 | 未定 (資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を上記(2)に記載の発行数で除した金額とする。) |
| (6) 発行価額の総額 | 未定 |
| (7) 資本組入額の総額 | 未定 (資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。) |

- (8) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式
(1単元の株式数 100株)
当社は、普通株式と異なる種類の株式として、甲種類株式についての定めを定款に定めている。甲種類株式の単元株式数は普通株式と同数の100株である。
甲種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を有していない(ただし、定款に定める優先配当金(以下、「優先配当金」という。)が交付される旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から、優先配当金が支払われる旨の決議がある時まで議決権を有する。)。これは、甲種類株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先することを勘案して、議決権を制限する内容としたことによるものである。
- (9) 発行方法 Goldman Sachs International、Nomura International plc、Merrill Lynch International、J.P. Morgan Securities plc及びMizuho International plcを共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下、「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(2) に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- (10) 引受人の名称 Goldman Sachs International (共同主幹事引受会社)
Nomura International plc (共同主幹事引受会社)
Merrill Lynch International (共同主幹事引受会社)
J.P. Morgan Securities plc (共同主幹事引受会社)
Mizuho International plc (共同主幹事引受会社)
Citigroup Global Markets Limited
Deutsche Bank AG, London Branch
- (11) 募集を行う地域 海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)

- (12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- 手取金の総額
 払込金額の総額上限 138,770,546,000円(見込)
 発行諸費用の概算額上限 797,590,000円(見込)
 差引手取概算額上限 137,972,956,000円(見込)
- なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、2014年6月30日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。
- また、上記(2)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額である。
- 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
 上記差引手取概算額上限137,972,956,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額119,951,020,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限18,020,746,000円と合わせ、手取概算額合計上限275,944,722,000円について、米国の生命保険グループであるProtective Life Corporation(以下、「プロテクティブ社」という。)の買収のための資金に全額を充当する予定である。当社は、2014年6月4日開催の取締役会においてプロテクティブ社を買収し完全子会社とすること(以下、「本買収」という。)について決議し、同社との間で、同日、本買収のために設立した当社の米国子会社との間の合併に関する契約を締結している。当該契約に基づき、当社は、プロテクティブ社を総額約5,708百万米ドル(1米ドル=102円として約5,822億円)の金銭を対価として買収する手続きを開始し、同社を完全子会社化する予定である。
- 本買収は、2014年8月から2014年9月頃の開催が想定されるプロテクティブ社の株主総会において承認が得られること及び規制当局の許認可その他の必要な手続きが完了すること等を条件に、2014年12月から2015年1月頃に完了する見込みである。
- なお、本買収が不成立となった場合には、当該手取金については、本買収に代わる買収のための資金に充当するよう努めるが、そのような買収を実行できないときには、当該手取金の全部又は一部を、投融資(有価証券、貸付、不動産等での運用、当社グループの事業を補完する若しくは当社グループの事業とシナジーがあると判断した事業若しくはサービスへの投資又はこれらの取得を含む。)、債務の返済、運転資金(事業費支出等)及び設備投資(情報システムへの投資を含む。)に充当する予定である。従って、本買収が不成立となった場合には、当社は、当該手取金の用途に対して広範な裁量を有することになり、その用途によっては、当社の株主価値の増加又は維持に寄与しない可能性がある。
- (13) 新規発行年月日
 (払込期日) 2014年7月23日(水)から2014年7月25日(金)までの間のいずれかの日。
 ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
 株式会社東京証券取引所
- (15) その他の事項
 発行済株式総数及び資本金の額(2014年6月30日現在)
 発行済株式総数 1,000,138,700株
 普通株式 1,000,138,700株
 資本金の額 210,262,082,600円
- (注) 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2014年6月30日現在の数字を記載している。

1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。